

三田市障害児療育センター条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第2条 省略 (事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第6条の2の2第6項に規定する保育所等訪問支援事業</p> <p>(3) 法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する基本相談支援及び計画相談支援事業</p> <p>(4) 省略</p> <p>第4条～第5条 省略 (利用料等)</p> <p>第6条 第3条に規定する事業の利用料等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額及び事業の実施に要する実費相当額の合計額とする。</p> <p>(1) 第3条第1号又は第2号に規定する事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)及び同条第1項に規定する食事の提供に要する費用その他日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用の額の合計額</p> <p>(2) 第3条第3号に規定する事業 法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額及び障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第2条 省略 (事業)</p> <p>第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援事業</p> <p>(3) 法第6条の2の2第6項に規定する障害児相談支援事業並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第18項に規定する基本相談支援及び計画相談支援事業</p> <p>(4) 省略</p> <p>第4条～第5条 省略 (利用料等)</p> <p>第6条 第3条に規定する事業の利用料等は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額及び事業の実施に要する実費相当額の合計額とする。</p> <p>(1) 第3条第1号又は第2号に規定する事業 法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額)及び同条第1項に規定する食事の提供に要する費用その他日常生活に要する費用のうち内閣府令で定める費用の額の合計額</p> <p>(2) 第3条第3号に規定する事業 法第24条の26第2項に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額及び障害者総合支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の合計額</p> <p>(3) 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>